

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、一般廃棄物処理手数料の有料化に伴い、個人又は町会その他の団体が公共空間の清掃活動を行った際に排出される一般廃棄物を収納するためのボランティア袋の様式、配付方法、排出方法その他の必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）公共空間 公共の道路、公園等の空間及びこれらに類する空間並びにこれらの空間から発生する一般廃棄物が影響を及ぼす範囲をいう。

（2）ボランティア袋 奉仕活動で公共空間を清掃した際に排出される一般廃棄物を収納するために市長が交付する袋（第 1 号様式）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年八王子市条例第 18 号）において使用する用語の例による。

（交付対象）

第 3 条 ボランティア袋の交付は、奉仕活動で公共空間の清掃活動を行う個人又は町会、自治会等の団体（以下「団体等」という。）を対象とする。

（交付方法）

第 4 条 ボランティア袋の交付を受けようとする者は、ボランティア袋交付申込書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申込みの内容を審査し、適当と認めるときは、ボランティア袋を申込者に交付するものとする。

3 ボランティア袋の交付は、別に定める市の施設の窓口で行うものとする。ただし、団体等のうち町会、自治会及び管理組合から配付の依頼があったときは、当該依頼先に直接送付することにより交付することができる。

（交付枚数）

第 5 条 前条の規定により交付するボランティア袋の枚数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）個人 1 回の申込みにつき 10 枚単位で 20 枚を限度とする枚数

（2）団体 1 回の申込みにつき 10 枚単位で 500 枚を限度とする枚数

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の限度を超えてボランティア袋を交付することができる。

（排出できる品目）

第 6 条 ボランティア袋により排出することのできる一般廃棄物の品目は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物とする。

（排出方法及び収集方法）

第 7 条 ボランティア袋により一般廃棄物を排出しようとする者は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、それぞれの収集日にそれぞれの排出方法により排出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、団体等から収集依頼があった場合には、個別に収集することができる。

(用途)

第8条 ボランティア袋は、第1条に規定する目的以外の用途に使用してはならない。

- 2 市長は、前項に規定する用途以外の用途に使用され排出されたボランティア袋及び前条に定める排出方法によらずに排出されたものは、収集しないものとする。
- 3 ボランティア袋の配付を受けた者は、当該ボランティア袋について不要となった場合は、市長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例(平成16年八王子市条例第14号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第4条の規定に基づくボランティア袋の交付の申込み及び交付の手続は、施行日前においても行うことができる。

第1号様式(第2条関係)



(寸法) ・小袋 縦600mm×横350mm / 500mm
・大袋 縦800mm×横470mm / 650mm

第2号様式（第4条関係）

申請日	年 月 日	
団体名 (個人の方は不要)		
申請者		
住所	八王子市	
連絡先	() -	
枚数	大袋(45 ^{リットル}) 枚	中袋(20 ^{リットル}) 枚
清掃する場所		

枚数は、10枚単位で個人の方は20枚まで、団体の方は500枚までとします。

交付場所名